

名古屋短期大学 学 則

(昭和30年4月1日制定)

[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。
- 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、英語コミュニケーション学科は、英語によるコミュニケーション能力を持ちグローバル化した社会で活躍できる人間の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。

第2章 自己評価等

(大学評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学評価に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現 代 教 養 学 科	105人	210人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、4年を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 3月21日から4月7日まで

(4) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 本学園の創立記念日 6月10日

2 前項各号に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第9条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学年度の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実技、実習科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(単位の授与)

第14条 1 授業科目を履修した者に対しては、試験の上所定の単位を与える。

ただし、前条2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

2 成績と評価の対応は、次のとおりとする。

成 績				評 価
100	—	90	点	秀
89	—	80	点	優
79	—	70	点	良
69	—	60	点	可
59	—	0	点	不可

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第16条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を限度として単位を与えることができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第17条 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

ただし、第16条第2項により本学においてみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

第6章 入学、再入学、転入学、休学、転科、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第20条 本学に入学できる者は、女子であって、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、18歳に達し、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願手続)

第21条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第20条に該当することを証明する書類、又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長、若しくはこれに類する者の作成した調査書

(入学者の選考)

第22条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第23条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は正当な理由がなく、前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第24条 保証人は、入学者にかかわる一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

- 2 本人若しくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

(再入学・転入学)

第25条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(休 学)

第26条 疾病又はやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を、その他の理由による休学願は保証人連署による理由書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することがある。
- 4 休学の期間は第5条のただし書きの在学年数には算入しない。
- 5 休学期間中は授業料等の徴収はしない。

(復 学)

第27条 休学期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は復学願を提出し、学長にその許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 科)

第28条 転科を希望する者には、審査の上、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転科に関して必要な事項は別に定める。

(退 学)

第29条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除 籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第26条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく、授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者

(復 籍)

第31条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍をされた者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第7章 卒業等

(卒 業)

第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状等の取得)

第33条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状
英語コミュニケーション学科	中学校教諭2種免許状 外国語（英語）
保 育 科	保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める別表3の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める別表4の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第34条 学長は、教授会の議を経て、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲 戒)

第35条 学長は、教授会の議を経て、教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 授業料、入学金及び入学検定料等

(納付金)

第36条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等（以下「授業料等納付金」という。）の額は、別表5のとおりとする。

- 2 授業料等納付金は、前期（納付期間4月）及び後期（納付期間10月）に分けて納付しなければならない。
- 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
- 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第 10 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第37条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。
- 2 教職員に関する規程は、別に定める。
 - 3 本学は、教育及び学術上功績があつた者に名誉教授の称号を授与することができる。
 - 4 名誉教授称号授与に関する規程は、別に定める。

第 11 章 教 授 会

(教授会)

- 第38条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は学長、教授、准教授及び助教をもって組織する。

(教授会の招集)

- 第39条 教授会は学長が招集する。

(教授会の審議事項)

- 第40条 教授会は、次の事項を審議する。
- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 入学、休学、転科、退学、除籍、復籍及び卒業に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) その他教育研究上必要と認める重要事項
- 2 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 1 2 章 専 攻 科

(専攻科)

第41条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うこと、英語専攻は、高い実践的な英語力を養成し、英語という言語と英語圏の文化に関わる研究を深め、より専門的な領域で活躍できる人材を育てること、を教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	2 0 人	4 0 人
専攻科英語専攻	7 人	1 4 人

- 4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の入学資格)

第42条 本学の専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第43条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2－1、別表2－2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第44条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2－1、別表2－2に定めるところにより、44単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位及び免許状等の取得)

第45条 専攻科を修了し、学校教育法第104条第4項及び学位規則の定めるところにより所定の要件を充たした者は、学士の学位を取得することができる。

2 幼稚園教諭2種免許状取得者であって、教育職員免許法施行規則の定めるところによる別表2の科目履修をし、前項の学位を取得した者は、幼稚園教諭1種免許状を取得することができる。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第46条 本学の専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表5のとおりとする。

(その他)

第47条 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生

(科目等履修生)

第48条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 研究生

(研究生)

第49条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第 15 章 図 書 館

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 16 章 研 究 所

(研究所)

第51条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第 17 章 公開講座

(公開講座)

第52条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 18 章 雑 則

(委 任)

第53条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則（教育課程の変更）は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

保育科

区分	授 業 科 目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
基礎 教 育 科 目	英語		1	10	※ 幼稚園教諭 2 種免許状外国語科目より 2 単位選択必修
	保育の英語		1		
	フランス語Ⅰ		1		
	フランス語Ⅱ		1		
	スペイン語Ⅰ		1		※ Ⅱを選択する場合はその科目のⅠを選択する
	スペイン語Ⅱ		1		
	中国語Ⅰ		1		※ 幼稚園教諭 2 種免許状 2 単位を選択必修
	中国語Ⅱ		1		
	パソコン演習Ⅰ		2		※ 幼稚園教諭 2 種免許状 2 単位を選択必修
	パソコン演習Ⅱ		1		
	スポーツ		1		※ 幼稚園教諭 2 種免許状 2 単位を選択必修
	スポーツ・健康論		2		
	心理学		2		
	日本国憲法		2		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
目	異文化研究		2		
	他学科開放指定科目		6		
	小 計		26	10	
専 門 教 育 科 目	社会福祉		2	2	
	児童家庭福祉		2		
	相談援助		2		
	保育者論		2		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	教育原理	2		2	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	教育関係法規		2		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	保育原理	2		2	
	社会的養護		2		
	社会的養護内容		2		
	発達心理学		2		
	教育心理学		2	2	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	保育カウンセリング		2		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	子どもの食と栄養	2		2	
	子どもの心とからだⅠ		2		
教 育 科 目	子どもの心とからだⅡ		2		
	子どもの心とからだⅢ		2		
	家庭支援論		2		
	保育内容総論	2		2	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	保育内容指導法「生活と健康」		2	3 科 目 6 単 位	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	保育内容指導法「生活と人間関係」		2		
	保育内容指導法「生活と環境」		2		
	保育内容指導法「生活と言葉」		2		
	保育内容指導法「生活と表現」		4		
	幼児教育指導法		2		
	乳児保育		2		
	保育課程論		2		
	障害児保育		2		
	保育現場とポルトガル語		2		
	海外の保育と英語		2		
	児童文化		2		
科 目	国語		2	※ 4	※ 1 音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲでの卒業要件単位数の充足はできない。 ※ 2 幼稚園教諭 2 種免許状 1 科目以上 4 単位選択必修
	算数		2		
	音楽Ⅰ（ピアノ・楽典）		2		
	音楽Ⅱ（弾き歌い）		2		
	音楽Ⅱ（弾き歌い・声楽）		2		
	図画工作		2		
	体育		2		
	教育実習（事前・事後指導）		1		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	教育実習Ⅰ	1		1	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	教育実習Ⅱ		3		※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	保育実習Ⅰ（事前・事後指導）		2		
	保育実習Ⅱ（事前・事後指導）		1		
	保育実習（児童福祉施設）		2		
	保育実習（保育所）		2		
	保育実習Ⅱ		2		
	保育基礎演習	2		2	
	保育実践演習	2		2	
	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2	※ 幼稚園教諭 2 種免許状必修
	小 計	15	81	53	
	合 計	15	107	63	

英語コミュニケーション学科

区分	授 業 科 目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
基礎 教育 科目	フランス語Ⅰ		1	2 注1	※ 中学校教諭2種免許状外国語科目に同一外国語2単位選択必修
	フランス語Ⅱ		1		
	スペイン語Ⅰ		1		
	スペイン語Ⅱ		1		
	中国語Ⅰ		1		
	中国語Ⅱ		1		
	パソコン演習Ⅰ		1	10	※ 中学校教諭2種免許状に2科目2単位必修
	パソコン演習Ⅱ		1		
	スポーツⅠ		1		
	スポーツⅡ		1		
	スポーツ・健康論		2		
	日本語表現Ⅰ	2			
	日本語表現Ⅱ	2			
日本国憲法		2			
他学科開放指定科目		6			
小 計	4	20	10		
専 門	English in ActionⅠ	2		2	※ 中学校教諭2種免許状「英語コミュニケーション」教科に関する科目として8科目10単位必修
	English in ActionⅡ	2		2	
	Intensive EnglishⅠ	1		1	
	Intensive EnglishⅡ	1		1	
	Intensive EnglishⅢ	1		1	
	Intensive EnglishⅣ	1		1	
	Intensive EnglishⅤ	1		1	
	Intensive EnglishⅥ	1		1	
	Advanced EnglishⅠ	1		1	
	Advanced EnglishⅡ	1		1	
	Advanced EnglishⅢ	1		1	
	Advanced EnglishⅣ	1		1	
	Advanced EnglishⅤ	1		1	
Advanced EnglishⅥ	1		1		
Advanced EnglishⅦ	1		1		
Advanced EnglishⅧ	1		1		
英語専門演習	2		2	※ 中学校教諭2種免許状「異文化理解」教科に関する科目として必修	
卒業研究	1		1		
異文化研究Ⅰ	2		2		
異文化研究Ⅱ		2	35		※ 中学校教諭2種免許状「英語学」教科に関する科目として2科目4単位必修
英語学Ⅰ		2			
英語音声学Ⅰ		2			
英語学Ⅱ		2			
英語音声学Ⅱ		2			
外国語教育論		2			
日英語比較Ⅰ		2			
日英語比較Ⅱ		2			
早期英語教育法		2			
早期英語教材研究		2			
国際関係論Ⅰ		2			
国際関係論Ⅱ		2			
地域研究Ⅰ		2		※ 中学校教諭2種免許状「異文化理解」教科に関する科目として選択	
地域研究Ⅱ		2			
地域研究Ⅲ		2			
地域研究Ⅳ		2			
地域研究Ⅴ		2			
アメリカ文学		2	※ 中学校教諭2種免許状「英米文学」教科に関する科目として2科目4単位必修		
イギリス文学		2			
外国の文学		2	※ 中学校教諭2種免許状「英米文学」教科に関する科目として選択		
国際社会と女性		2			
コミュニケーション論Ⅰ		2			
コミュニケーション論Ⅱ		2			
情報コミュニケーション		2			
ツーリズム概論		2			
国際経済論		2			
観光と地理		2			
女性と労働		2			
Communication SkillsⅠ		2		2	
Communication SkillsⅡ		2			
Communication SkillsⅢ		2			
Communication SkillsⅣ		2			
Communication SkillsⅤ		2		2	
Communication SkillsⅥ		2			
海外英語実習Ⅰ		4			
海外英語実習Ⅱ		2			
語学留学実習 注2	(5)	10			
秘書概論		2			
事務管理		2			
秘書実務		2			
職業教養講座		6			
インターンシップS		1			
インターンシップL		2			
ライフデザイン		1			
小 計	23	100	58		
合 計	27	120	68		

注1 同一外国語(ⅠとⅡ)の2単位を修得すること。

注2 語学留学実習の修得で専門教育科目「English in ActionⅡ」「Intensive EnglishⅣ・Ⅴ・Ⅵ」の必修5単位と選択10単位を修得したこととする。

現代教養学科

区分		授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備 考
			必修	選択		
学 科	基礎 教養 科目	キャリアデザインⅠ	2		2	16
		キャリアデザインⅡ	2		2	
		教養演習Ⅰ	2		2	
		教養演習Ⅱ	2		2	
		日本語表現A	2		2	
		日本語表現B	2		2	
		コンピュータ基礎演習	1		1	
		プレゼンテーション演習	1		1	
	卒業研究	2		2		
	心理	コミュニケーションの心理		2		54
		カウンセリング入門		2		
		若者の心理		2		
		社会心理学		2		
		接客の心理		2		
		色彩学		2		
	人間 文化	現代の文化		2		
		社会とスポーツ		2		
		芸術の世界		2		
		日本の文学		2		
健康 と 福祉	自己の探求		2			
	スポーツ&エクササイズ A		1			
	スポーツ&エクササイズ B		1			
	ボランティア論		2			
	人間と健康		2			
	福祉スポーツ		2			
	現代の福祉		2			
	ホームヘルパー実習		2			
医療	NPOインターンシップ		2			
	生活と医療		2			
	いのちの科学		2			
	医療実務		4			
ビジ ネス	病院インターンシップ S		1			
	病院インターンシップ L		2			
	社会と経済		2			
	現代の経営		2			
	女性と労働		2			
	企業と会計		2			
	マーケティング		2			
	企業インターンシップ S		1			
キャ リア	企業インターンシップ L		2			
	ジェンダーと法		2			
	オフィススタディ		2			
	秘書概論		2			
	事務管理		2			
	生活経営		2			
	秘書実務		2			
	簿記		4			
情報 処理	データベース演習		1			
	Excelプログラミング		1			
	応用Excelプログラミング		1			
	コンピュータ・ネットワーク		2			
	ITハースト入門		2			
	Excel演習		1			
アジ ア	韓国語と韓国文化Ⅰ		2			
	韓国語と韓国文化Ⅱ		2			
	中国語と中国文化Ⅰ		2			
	中国語と中国文化Ⅱ		2			
	アジアの歴史		2			
	アジアの社会と文化		2			
国際	国際経済論		2			
	国際社会と日本		2			
	地域文化研究		2			
	観光と地理		2			
	ホテルインターンシップ		2			
外国 語	フランス語とフランス文化Ⅰ A		1			
	フランス語とフランス文化Ⅰ B		1			
	フランス語とフランス文化Ⅱ		2			
	英語と英米文化Ⅰ A		1			
	英語と英米文化Ⅰ B		1			
	英語と英米文化Ⅱ A		1			
	英語と英米文化Ⅱ B		1			
	英会話Ⅰ A		1			
	英会話Ⅰ B		1			
	英会話Ⅱ A		1			
	英会話Ⅱ B		1			
	英語能力認定		1			
	メデ ィア 表現	身体と表現		1		
		映像メディアの世界		2		
ウェブ・コミュニケーション			2			
ウェブデザイン			1			
デジタル・デザイン			1			
食と 環境	食の科学		2			
	自然と生活		2			
	環境の科学		2			
	フードデザイン		1			
研 学 修 外	国内研修		2			
	海外研修		2			
	職業教養講座		8			
		他学科開放指定科目		6		
合 計			16	151	70	

別表 2－1

専攻科保育専攻

区分	授 業 科 目	単位数		修了要件 単位数	備 考
		必修	選択		
基礎科目	文学		2		
	学ぶことと現代		2		
	現代社会と女性		2		
	女性と労働		2		
	環境の科学		2		
	脳神経科学		2		
	専攻科基礎演習		4		
専門科目	保育研究法Ⅰ	2		2	※ 幼稚園教諭 1 種必修
	保育研究法Ⅱ	2		2	※ 幼稚園教諭 1 種必修
	障害児保育特論		2	8	※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 A
	児童福祉特論		2		
	教育行政特論		2		※ 幼稚園教諭 1 種必修
	教育方法特論		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 B
	食環境論		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 A
	発達心理学特論		2	8	
	子育て支援論		2		
	教育課程編成論		2		
	特別保育論Ⅰ		2		
	特別保育論Ⅱ		2		
	保育内容特演Ⅰ		2	10	※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 B
	保育内容特演Ⅱ		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 B
	保育講読演習		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 A
	音楽演習		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 C
	図画工作演習		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 C
	情報処理演習		2		
	子育て支援実践		2		
	幼児体育演習		2		※ 幼稚園教諭 1 種選択必修 C
	保育特別実習	6		8	※ 幼稚園教諭 1 種必修
	保育特別実習指導	2			
	保育特別研究Ⅰ	4		8	
	保育特別研究Ⅱ	4			
合 計		20	52	46	幼稚園教諭 1 種免許状取得者は、指定する必修科目の他 A, B, C の科目群から各 2 単位の選択必修となる。

別表 2－2

専攻科英語専攻

区分	授 業 科 目	単位数		修了要件 単位数	備 考
		必修	選択		
英 語 専 門 科 目	英語研究法	4		4	
	英語学特論		2		
	英語音声学特論		2	10	
	日英対照言語学		4		
	アメリカ文学特論		2		
	イギリス文学特論		2		
	語用論と外国語学習		2		
	Advanced Reading I	2		8	
	Advanced Reading II	2			
	Writing & Presentation I	2			
	Writing & Presentation II	2			
	Advanced English Practicum I	2		8	
	Advanced English Practicum II	2			
	Advanced English Practicum III	2			
	Advanced English Practicum IV	2			
	英語特別実習		6	10	
	英語特別研究 I	4			
	英語特別研究 II	6			
英 語 関 連 科 目	ジェンダー研究特論		2	4	
	国際関係特論		4		
	国際機構特論		2		
	地域研究特論 I		2		
	地域研究特論 II		2		
	地域研究特論 III		2		
	地域研究特論 IV		2		
	地域研究特論 V		2		
	中等英語教育特論		2		
	教育方法特論		2		
	教育行政特論		2		
	初等英語教育特論		2		
	初等英語教材研究特論		2		
	日本語教育法		2		
	日本文学特論		2		
	日本史特論		2		
	合 計	30	54	44	

別表 3

教育職員免許法施行規則に定める授業科目（中学校教諭 2 種免許状・外国語：英語）
教職に関する科目（英語コミュニケーション学科）

区分	授 業 科 目	単位数		要修得 単位数	備 考
		必修	選択		
教 職 に 関 す る 科 目	教職論	2		2	
	教育心理学	2		2	
	教育原理	2		2	
	教育関係法規	2		2	
	臨床心理学（ B ）	2		2	
	英語科教育法	2		2	
	道徳教育の研究	2		2	
	特別活動の研究	2		2	
	生徒指導論	2		2	
	教育実習（事前・事後指導）	1		1	
	教育実習	4		4	
	教職実践演習（中学校）	2		2	
	小 計	25		25	

別表 4

保育士資格に関する授業科目（再掲）

区分	授 業 科 目	単 位 数	要修得 単位数	備 考	
		開 講			
基礎 教 育 科 目	パソコン演習Ⅰ	2	6		
	パソコン演習Ⅱ	1			
	心理学	2			
	日本国憲法	2			
	異文化研究	2			
	英 語	1	2		
	保育の英語	1			
	フランス語Ⅰ	1			
	フランス語Ⅱ	1			
	スペイン語Ⅰ	1			
	スペイン語Ⅱ	1			
	中国語Ⅰ	1			
	中国語Ⅱ	1			
	スポーツ・健康論	2	1		
スポーツ	1	1			
小 計	20	10			
専 門 教 育 科 目	社会福祉	2	2		
	相談援助	2	2		
	保育者論	2	2		
	児童家庭福祉	2	2		
	保育原理	2	2		
	社会的養護	2	2		
	教育原理	2	2		
	発達心理学	2	2		
	教育心理学	2	2		
	保育カウンセリング	2	2		
	子どもの心とからだⅠ	2	2		
	子どもの心とからだⅡ	2	2		
	子どもの心とからだⅢ	2	2		
	子どもの食と栄養	2	2		
	家庭支援論	2	2		
	保育内容総論	2	1		
	保育内容指導法「生活と健康」	2	1		6
	保育内容指導法「生活と人間関係」	2	1		
	保育内容指導法「生活と環境」	2	1		
	保育内容指導法「生活と言葉」	2	1		
	保育内容指導法「生活と表現」	4	2		
	乳児保育	2	2		
	保育課程論	2	2		
	障害児保育	2	2		
	社会的養護内容	2	2		
	児童文化	2	2		
	音楽Ⅰ（ピアノ・楽典）	2	2		
	図画工作	2	2		
	体育	2	2		
	保育実習Ⅰ（事前・事後指導）	2	2		
	保育実習Ⅱ（事前・事後指導）	1	1		
	保育実習（児童福祉施設）	2	2		
	保育実習（保育所）	2	2		
保育実践演習	2	2			
保育内容総論	(2)	1	9		
保育内容指導法「生活と健康」	(2)	1			
保育内容指導法「生活と人間関係」	(2)	1			
保育内容指導法「生活と環境」	(2)	1			
保育内容指導法「生活と言葉」	(2)	1			
保育内容指導法「生活と表現」	(4)	2			
幼児教育指導法	2		() は、上記科目再掲授業科目単位		
保育現場とポルトガル語	2				
海外の保育と英語	2				
国語	2				
音楽Ⅱ（弾き歌い）	2				
音楽Ⅲ（弾き歌い・声楽）	2				
算数	2				
保育実習Ⅱ	2	2			
小 計	85	73			
合 計	105	83			

別表 5

(保育科・英語コミュニケーション学科・現代教養学科共通)

(単位：円)

	納 付 金 額	備 考
入学検定料	35,000	
入学金	240,000	
授業料	(年額) 672,000	
教育充実費	(年額) 352,000	
実習費	(年額) 30,000	保育科のみ
演習教材費	(年額) 20,000	英語コミュニケーション学科・現代教養学科のみ

(注)

1. 授業料等納付金については、入学時に定められた金額を徴収する。
2. 社会人入学制度によって入学した者の授業料及び教育充実費については、半額とする。
3. 同窓入学制度入学者及び同学園から入学した者の入学金は、半額を免除する。
4. 修業年限を超えた者の授業料等納付金については、別に定める。

(専攻科)

(単位：円)

	納 付 金 額	備 考
入学検定料	35,000	本学卒業生については免除
入学金	280,000	
授業料	(年額) 336,000	
教育充実費	(年額) 140,000	
実習費	(年額) 30,000	

(注)

1. 授業料等納付金については、入学時に定められた金額を徴収する。
2. 修業年限を超えた者の授業料等納付金については、別に定める。